

# 国際物理オリンピック 2023 記念協会事業委員会規則

2024年8月2日理事会決定

## (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 記念協会（以下「IPhO2023 記念協会」という。）の定款第3条に定める事業を実施するため、IPhO2023 記念協会に置く事業委員会に関する必要事項について定める。

## (事業委員会)

第2条 事業委員会は、東京理科大学、公益社団法人物理オリンピック日本委員会（以下「JPhO」という）、及び、物理学および物理教育に関連する団体と連携し、定款に定める事業の企画・運営を行う。

## (専門委員会)

第3条 前条の事業を円滑に遂行するため、事業委員会の下に次の専門委員会を置く。

- (1) 次世代人材育成委員会
- (2) 教育方法改善委員会
- (3) ダイバーシティ委員会
- (4) 広報委員会

## (事業委員会委員)

第4条 事業委員会は、理事全員を含む5人以上10人以内の委員で構成する。

- 2 理事以外の委員は、学識経験者又は有識者から、IPhO2023 記念協会会長（以下「会長」という。）が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 4 委員に欠員が生じて補充した場合、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (事業委員会委員長等)

第5条 事業委員会に委員長（以下「事業委員長」という。）を置き、事業委員長は、会長を充てる。

- 2 事業委員長は、事業委員会の会務を総理する。
- 3 事業委員会を円滑に運営するため、事業委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、事業委員長を補佐する。
- 4 副委員長は、事業委員長が指名する。
- 5 事業委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、事業委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (専門委員会委員)

第6条 専門委員会は、それぞれ3人以内の事業委員と5人以内の専門委員で構成する。

- 2 専門委員会に分属する事業委員は、事業委員長が指名する。
- 3 専門委員は、特定の専門的事項に経験や見識を有する者から、会長が任命する。
- 4 専門委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 5 専門委員は、その担当する専門的事項に関わる事業が終結したときには退任するものとする。

(事業協力者)

第7条 専門委員会には、事業協力者を置くことができる。

- 2 事業協力者に関する事項は別に定める。

(専門委員会委員長等)

第8条 専門委員会に委員長（以下「専門委員長」という。）を置く。

- 2 専門委員長は、事業委員から、事業委員長が指名する。
- 3 専門委員長は、専門委員会の会務を掌理する。

(守秘義務等)

第9条 事業委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、審議に関する重要事項について他に漏らさない。特に、個人情報に係る部分については、厳密に注意しなければならない。

(議事)

第10条 事業委員会は事業委員長が、専門委員会は専門委員長が招集する。

- 2 事業委員会は、委員の構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 事業委員会及び専門委員会等の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数の時は、事業委員長及び専門委員長がその議を決する。
- 4 但し、前3項に関わらず、事業委員長及び専門委員長への委任状の提出をもって委員会等への出席に代えることができる。この場合においては、当該委員等の議決権の行使は、事業委員長及び専門委員長に一任したものとする。

(庶務)

第11条 事業委員会及び専門委員会等の庶務は、IPhO2023 記念協会事務局が行う。

附則

- 1 この規程は、2024年7月1日から施行する。